

特集 社会統合 (Integration)

論文

難民の受け入れと多文化共生——第三国定住カレン難民をめぐって

久保忠行 日本学術振興会特別研究員 (文化人類学)

Key words

多文化共生、第三国定住制度、カレン難民 / Multiculturalism, Resettlement, Karen Refugees

はじめに

本論文では、日本での難民受け入れを再構築する視点を、人類学の知見をもとに考察する¹。人類学の視点とは、制度やシステムだけではなく、当事者を含めた人や社会関係を中心として論じ、制度ありきではなく、その前提から問い直す議論の枠組みを指す。この視点をもとに、難民の受け入れについて考察する。

本論文で対象とする難民は、日本政府が、第三国定住制度を通して2010年から5年間にわたり試験的に受け入れることになったカレン難民である。第三国定住制度とは、難民の出身国でも一次庇護国でもない第三の国へ再定住させる支援プログラムである。第三国定住は、難民の本国への帰還、庇護国への定住と並んで難民問題の恒久的な解決策の一つとされる²。

日本の難民受け入れをめぐっては、これまでも様々な問題点が指摘され、制度の見直しを求める声が多い。なかでも制度設計の不備は、現行のカレン難民の受け入れでも指摘されている。カレン難民が弁護士を介して日本政府に提出した申入書では、労働面、子どもの通学や通院に関する環境を改善するよう要望された³。申入書によると、彼らは「訓練」の名のもと低賃金で長時間労働を強いられたり、外部と連絡を取ることを禁止されたりしたという。この指摘は難民側からの要望であり、受け入れ側には別の言い分があるだろう⁴。

こうした「誤解」が生じるのは、十分に意思疎通が図られないまま受け入れが進んだことにも一因がある。これを繰り返さないためにも、難民自身の文脈からも受け入れを再考する必要がある。制度体制の不備は、インドシナ難民の受け入れでも指摘されてきた。インドシナ難民は、日本語習得と就労面で問題を抱えてきたこともあり、インドシナ難民の教訓を活かせという声もある⁵。この指摘は、問題提起としては誤りではない。

しかし、教訓を活かすという指摘は難民受け入れをめぐり議論で、あまりに「あたりまえ」になりすぎてはいないだろうか。本論文で問題視したいのは、「あたりまえ」となってしまうことで見逃してしまう事柄である。その一つは、制度設計の必要性に議論が終始することで、却ってその制度の恩恵をうけるべき難民自身が置き去りにされかねない点である⁶。翻って問う必要があるのは、難民自身の文脈をどれだけ

斟酌したうえで制度を構想するかという点である。

この点を検討するには、少し視点を変えてみる必要があるだろう。つまり、従来の議論で主張されてきた「インドシナ難民の受け入れから何を学んだか」ということに加えて、「何を学ばなかったのか（＝何を見逃していたのか）」を問うことが必要である。そのために本論文では、まず日本での難民受け入れを在日外国人の文脈に位置づけて理解する。そして日本に再定住したカレン難民がどういう人たちなのかについて、彼らの難民キャンプでの生活世界をもとに明らかにする。生活世界について知る必要があるのは、受け入れる側が無知であるが故に難民が抱える困難があるからである。カレン難民の特徴を押さえたうえで、インドシナ難民との違い、つまりインドシナ難民の教訓からは学べないことを論じる。

なお本論文では、現在日本で暮らす第三国定住難民の個々人のプロフィール（年齢、家族構成など）は非公開とし論を進める。また本論文は、単に制度を批判したり現行の問題点を暴露することを主眼とするものでも、現場の第一線で活動されている方々を批判したりすることを意図するものでもない。ここでの議論は、別の枠組みを構築するための材料として提示することを目的としている。

1. 第三国定住難民の特徴：在日外国人との関係から

（1）第三国定住難民

難民は「条約難民」として認定された者とインドシナ難民のように「定住者」として受け入れられた者に大別できる。第三国定住難民は「条約難民」ではなく、インドシナ難民に代わって「定住者」として日本での生活を始める⁷。

日本政府が難民条約を批准した1982～2011年までに認定された条約難民は598人に過ぎない。他方で、日本政府は11,319人のインドシナ難民を受け入れた。この他にも、難民認定を申請中の人、難民不認定取り消し裁判中の人、あるいは難民とは認定されないが人道的観点から法務大臣の裁量による「在留特別許可」を与えられ暮らす人もいる。いわゆる「事実上の難民」と呼ばれる人々である。

難民とは誰かという議論をするさいに、条約難民やインドシナ難民のような「法的な難民」と、「事実上の難民」との重なりとズレは、常につきまとう問題である。難民認定の有無を除くと、実態として両者の違いは必ずしも明確ではないからである。例えば、難民認定の核となる「迫害」を巡っても、それが厳密に誰にとって何を指し、特定の事案に対していかなる法的な妥当性があるのかについても議論が分かれることもある⁸。

本論文で対象とする第三国定住難民には、受け入れ先の国家の基準に沿って選別されて来日するという明確な特徴がある。日本では、単身ではなく家族単位で、年間約30人の受け入れと定められている。あらかじめ対象者を選別できる点は、移住者の身元を明らかにし人の移動を管理する国家にとって都合のよい制度である。第三国定住制度は、すでに難民を受け入れている国の負担をシェアする（burden sharing）の観点から実施されるように、難民の都合よりも国家の都合が優先される⁹。自らの希望と意志で帰国できる移民とは異なり、難民にとって受入国が永住地となる可能性が高い。つまり、第三国定住制度を通した移動は、国家にとっても当事者にとっても、永住を見据えた不可逆的な性質をもつ。

また、移民が自らの生活観に則った暮らしを移住当初から選択できるのに対して、第三国定住難民には日本で生活するための適応訓練が実施される。適応訓練とは、定住支援施設での日本語教育、生活適応指導、職業訓練などを指し、できるだけスムーズに定住生活を営めるよう意図されたものである。移住当初から自活が求められる移民や庇護申請者とは対照的に、第三国定住難民は、支援を受けることを前提としている点に特徴がある。

2011年11月の時点で、日本政府は9家族、計45人のカレン難民を受け入れた。そのうち、初年度の2010年には5家族27人を、2年目の2011年には4家族18人を受け入れた¹⁰。その後、2012年度までの試行計画は、2年間延長され2015年までとなった。3年目は、予定者が辞退したため受け入れはなかった。対象となるのは、ビルマ（ミャンマー）を出身としタイの難民キャンプに居住する難民である。最初に日本政府が受け入れたのは、キャンプのなかでも人口が最も多いメーラ難民キャンプの難民である。

このキャンプは、「カレン民族」が多数を占めるため、通称カレン難民キャンプと呼ばれており、日本がこれまで受け入れてきたのも、カレン難民である。なぜ受け入れ先がメーラ難民キャンプで、なぜカレン難民なのか、という選別の理由ははっきりしていない。受け入れ制度を運用する外務省人権人道課の担当官は、なぜメーラ難民キャンプを選んだのかという質問について次のように発言している。「アジア地域での難民問題のなかでもミャンマー難民の問題が大きいことが背景にある。アジアのなかの日本ということで、初めにアジア諸国がひとつの選択肢であっただけである。もっと本格的に、ミャンマー難民に限らず受け入れていこうということになれば、将来的にはもうちょっと色々な選択肢が出てくる可能性もあると思う」¹¹。

（2）労働力としての難民

来日したカレン難民は、日本国籍を有する「日本人」ではなく、「定住者」という「外国人」枠で受け入れられる。「定住者」という身分は、「出入国管理及び難民認定法（1990年に改訂）」で創設された身分で、日系ペルー人や日系ブラジル人、インドシナ難民に与えられた在留資格である。日本は単純労働者を受け入れておらず、他の在留資格では就職できる職種が限られている。これに対して、定住者には就労の制限がない。定住者枠によりブラジルやペルー等の日系人に「労働選択の自由」が付与されると、結果として彼らが日本国内での非正規雇用をはじめとする労働市場の調整弁となった¹²。同時期に「定住者」とされたインドシナ難民も労働力として認知され受け入れられた。

インドシナ難民について川上が指摘するように、定住者という法的地位は、国内での労働は認めるが政治への参加は認めず、これらの人々が一歩国外へ出れば日本政府は関与もしないし保護もしないという身分である。つまり、国の「正式メンバー」としては認めないが「労働力」としては認めるというのが、「インドシナ難民」に対する国のまなざしであった¹³。インドシナ難民の受け入れは、1996年に基本事業が終了し、その後は、国際救援センターによる家族呼び寄せが続いたが2006年3月に終了した。その後、定住者告示が改正され、定住者の対象として「インドシナ難民」が削除され「ミャンマー難民」が付け加えられた¹⁴。インドシナ難民にとってかわる「定住者」枠として、ミャンマー難民が規定されたのである。

「定住者」枠が、都合のよい労働力とも解釈できる点は、定住者告示の内容にもみてとれる。告知によ

ると定住者とは、ミャンマー難民であり、なおかつ次の2条件を満たす者を指す。すなわち、①UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者、②日本社会への適応能力がある者で、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子である。つまり、国連のお墨付きがあり（＝どこの誰かという身元がはっきりして）、就労し自立できる「家族」を受け入れる方針が定められている。

「定住者」の受け入れが労働力確保を意図する点は、入管法による「家族」の定義と、定住に必須なビザ更新の規定にもみられる。難民に配布される『生活ハンドブック』によれば、第三国定住難民には「定住者3年」のビザが発給され、3年毎の更新が必要である。ビザを更新するためには、申請書や身元保証人がない場合の陳述書に加えて、在職証明書が必要である。更新が出来なかった場合は、不法滞在となり強制退去の対象にもなると記され、個別の事情に応じて追加書類を求めることがあるとも記載されている。さらに家族の呼び寄せにも制限がある。入管法上、呼び寄せられる家族とは、①配偶者、②未成年未婚の実子、③6歳未満の養子のみである¹⁵。

ビザの延長には就労が必須であり、呼び寄せられるのは、扶養関係にある配偶者か子のみで、両親をはじめとする高齢者の受け入れは認められていない。この点を敷衍すれば、労働力たり得ない老年層は受け入れないとも解釈できる。誰しも高齢化は避けられないが、その点には触れられず、就労ができなくなるとビザの延長は、理論上は不可能ということになる。高齢化すると子どもの扶養に入ることになるが、日本は血統主義なので、その子どもの身分は無国籍者となる。同ハンドブックには、子どもの国籍について以下の注意書きがある。

「難民は、自国の大使館で赤ちゃんの国籍取得の手続きができませんから、在留資格取得申請や外国人登録申請書の赤ちゃんの国籍欄には、両親のいずれかの出身国名にするかはよく検討して国籍名を記入しましょう。無国籍の子どもにならないように、また将来の子どもの不利にならないように気をつけましょう」¹⁶。このような「注意書き」はあるものの、事実上は無国籍となるしかない。ビザの延長、家族の呼び寄せ、子どもの国籍の3点が如実に示すように、日本の難民受け入れ政策は、あくまで就労を中心とし日本国民としては受け入れない排除の論理で成り立っている。

対照的に民間の支援組織は、受け入れ対象を、子ども、高齢者、妊婦、未成年を抱えた一人親、心身の健康問題や障害のある者、人身売買の被害者、性やジェンダーにもとづく暴力の被害者、拷問からの生還者、トラウマのある者などの脆弱な者を優先して受け入れるべきと提言している¹⁷。このNGOステートメントでは、難民受け入れの課題として、「政策決定のレベルで理念やゴール設定が不明確で、何をもって成功とするのかが明らかではなく、官民連携で政策を立案し多様な視点から対象者を選定、拡大し、継続的なサポートを提供する必要がある」とも述べられている。しかし、これまでみてきたように政策レベルで求められているのは、明らかに労働力としての人員である。国家にとっての成功とは、まっとうな労働力として、「定住者」として難民を排除しながら包摂することである。官と民の対話と協働が成立しにくい背景には、そもそも理念のベクトルが反対方向を向いていることに起因する。こうした齟齬を解消するためには、互いにかみ合わない理念型からではなく、上記の現実から議論をスタートする必要があるだろう。

第三国定住制度による難民受け入れは、人数が少ないレア・ケースではなく、インドシナ難民や日系人

をはじめとする在日外国人が置かれた文脈に付置できる。この問題は、将来の難民受け入れだけではなく、在日外国人をめぐる議論とも密接に関わる。したがって、難民の受け入れのみに特化せず「多文化共生」というより幅の広い枠組みで議論する必要がある。

共生のあり方を具体的に考察するためには、カレン難民を日本での就労という狭視的な尺度ではなく、そもそも彼らがどのような場所で、どんな生活を送ってきたのかを理解する必要がある。次章では、メーラ難民キャンプでのカレン難民の暮らしについてみていく¹⁸。

2. カレンの難民経験

(1) 難民キャンプの都市的な性質

「ベクロの暮らしは金がかかる」。60歳に近い初老の女性は筆者に語った。「ベクロ」とはカレン語で綿を意味するメーラ難民キャンプの別称でもある。今はその面影はないが、かつてこの場所が綿畑だったことに由来する。タイ語名ではなくカレン名で呼ばれていることは、そこがカレン人の生活の場であることを示唆する。ベクロは、一般的にイメージされる難民キャンプとは異なり、タダでは生きていけない難民キャンプなのである。

メーラ難民キャンプは、タイ北西部のメーソットから車で約1時間の場所にある。すでに数万人が第三国定住によってキャンプを離れた2012年8月の時点でも、正規の難民登録をもつ難民数は26,841人で、未登録の難民も含めると49,626人に及ぶ¹⁹。キャンプは幹線道路沿いに数キロにわたって続き、竹と葉でしつらえた高床式の住居が密集している。道路沿いにはフェンスが張り巡らされており、オーソーと呼ばれるタイのセキュリティが警備にあたっている、しかし、子どもたちがゲートの開閉を「手伝って」いたり、難民自身もゲートの簡易施錠をあけて出入りしていたりするように、必ずしも厳重に出入りが制限されているわけではない。フェンスも所々が破損しており、事実上、出入りは「自由」である。

キャンプには電線が通り使用電力の総量を示すメーターがついている家庭もある。メーターがない世帯でも、自動車の充電式バッテリーを電源にして、電灯、テレビやDVDプレーヤーなどを利用している。ベクロにはモノがあふれており、日用品や野菜を売る商店はいたるところにみられる。もっともモノが溢れているエリア（ゾーンB）では、屋根付きの商店街があり、野菜、果物、飲み物、菓子、日用品、嗜好品、CDやDVD、衣服、携帯電話、薬、ラジカセやマイクロフォンなど、あらゆる商品が売られており、その規模はメーソットの市場に勝るとも劣らない。食堂や喫茶店、散髪屋や電気製品や貴金属の修理屋もある。キャンプのなかには、商店のほか、学校、クリニック、キャンプ運営に関わる国際NGOなどの事務所、配給を保管する倉庫、寺院、教会、モスクなどの社会インフラが整っている。

「ベクロは金がかかる」と呼ばれるのは、モノにあふれており、金がないと暮らせないからである。実際に難民への配給は、筆者が調査をした2012年3月の時点で、米、油、塩、砂糖、魚醤のみであった。料理の味付けに欠かせない唐辛子や「味の素」のほか、おかずとなる肉類、魚類、玉子や野菜は配給されない。では、彼らはいったいどのようにして日々の糧を得て、生きているのだろうか。

モノが溢れている反面、ベクロにはある種の「生活感のなさ」が漂っている。それは彼らの居住地であ

る難民キャンプに生業の面影がないからである。タイ政府は難民の生業活動を禁止しており、鋤や鍬などの農具や魚を捕るための罟などは、彼らが「博物館」と呼ぶ建物に埃をかぶりながら保管されている。キャンプにあふれるモノは、豚肉を除いてキャンプの外から運ばれたものであるといっても過言ではない。非自給的という意味では、キャンプは都市的な性質をもっている。

(2) 難民キャンプでの暮らし

では、彼らの日々の暮らしぶりはどのようなものなのだろうか。表1は、無作為に選んだ4世帯の3日間（2012年3月20～22日）の食事内容である²⁰。カレンの人々は昼食をとらないので1日2食である。なおこのデータは、第一に食事内容と食材をどこから入手しているのかを提示するもので、難民の標準的な生活状況を示すものではない。また基本的に自己申告によるものなので、実際にその日にその食事をとっているのかは定かではない。このデータは彼らが認識している食事のバリエーションを知るためのもので、実際にその日に食べたかどうかは問題とはしない。

表1 食事内容（Bはタイの通貨であるバーツを示す）

日付/人名		Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
20日	朝	焼飯 (商店：玉子 2B/個)	魚醤と豆のスープ (配給)	豚肉の炒め物 (売り物の残り)	ブーディーの葉のスープ (商店：10B/束)
	夜	魚のおかず鶏肉のおかず (総菜屋：各 10B)	魚のスープ (商店：魚 10B/匹)	同上	鶏の骨のスープ (商店：35B/キロ)
21日	朝	モヒンガー(麺) (総菜屋：5B)	なし	干し魚を焼いたもの (商店：10B/匹)	魚を炒めたもの (商店：35 B /キロ) ブーディーのスープ (商店：35B/個) 唐辛子を潰したものの (商店：80B/大袋)
	夜	唐辛子と魚醤の和え物 (商店：唐辛子 5B/袋)	唐辛子と魚醤の和え物 (商店：唐辛子 5B)	魚醤とカモンチンユエ (マメ科の食用葉)の炒め物 (商店：5B/束)	カボチャの葉のスープ (商店：5B/束) ポボワ(花)の炒め物 (山中で採集)
22日	朝	ブーディー(野菜)を 揚げたもの (友人から貰う)	ジャガイモの葉を 炒めたもの (商店：10B/束)	タラポー(お粥) (商店：トゲ菜 5B/束、 唐辛子 80B/大袋)	チンバウンユエ(シソ科 の食用葉)のスープ (友人が栽培しているもの を 5B で購入) 魚の頭のスープ (商店：20B/キロ)
	夜	魚のおかず (総菜屋：10B)	チンバウンユエのスープ (路上で採集)	同上	ポボワの炒め物と魚醤 (山中で採集)

表1に明らかなように24回の食事のうち、配給食だけで賄っているのはBさんの20日の朝食のみで、その他は商店で購入したり、採集や友人から譲り受けたりして食材を確保している。食事バリエーションは多く、食材は5パーツ単位で購入できる²¹。表1に示した食生活には、その世帯の生活スタイルがあらわれている。

Aさん（女性・30歳代）は夫と弟との3人暮らしで、薬局を営んでいる。薬局としての正式な届け出があるわけではないが、Aさんの店には痛み止めなどの薬を求める客が絶えない。客の要望に対して「病院でもこの薬を処方しているから大丈夫」と説明するように、慣れた手つきで客をさばっていく。薬剤師などの

資格はないので、症状や薬のことで分からないことがあれば手元にあるビルマ語で書かれた辞典をひいて接客する。Aさんの店に客が絶えないのは、薬局のかたわらプリペイド式携帯電話の料金チャージ・サービスも行っているからでもある。薬の値段は5パーツ単位で、携帯電話に料金をチャージするさいもAさんの取り分は1〜5パーツ程度である。例えば客が20パーツの料金をチャージしたいとすると支払額は21パーツに、100パーツのチャージなら105パーツを支払うことになる。ベクロでは携帯電話がかなり普及していることもあり、Aさんの店にはひっきりなしに客が来る。そのため食事を調理する時間はなく、収入のあるAさんは、自宅兼店の周りで売られている総菜屋で買うことが多い。

学生のBさん（男性・10歳代）は母と2人暮らしで、Aさんと比べると生活は楽ではない。Bさんの姉は結婚後、第三国定住を通してX国へ行ってしまう、彼自身はまだ第三国定住を単身で申請できる年齢（18歳）に達していないのでキャンプに残っている。Bさんは高校に通っていたのだが、最近体調を崩した母に病気があることがわかり、学校をやめてキャンプの近隣で日雇い労働に従事し収入を得ている。難民キャンプの周辺では、キャベツ、インゲン、トマト、キュウリ、トウモロコシなどの野菜栽培や、稲刈りと田植えなどの季節労働市場がある。難民はタイ人と比べて安価な労働力として地域社会に包摂されている。姉はX国へ再定住したが、定住後間もないのでこれまで送金されたことはない。こうした生活状況から、配給食のみですませたり、自生している食用葉を食べたりすることが多い。

Cさん（女性・30歳代）はキャンプで夫と3人の子どもと暮らしている。Cさんは毎週月・水・金曜日の早朝に開催される朝市で豚肉を販売している。叔父がしていた商売を、彼がY国へ行ってから引き継いだ。Cさんが売る豚肉は、すべてベクロのなかで飼育された豚である。Cさんは豚を大きさに応じて数千パーツで買い取り、表2の値段で販売する。肥えた豚からは100キロほどの豚肉がとれる。おおよそ50〜60キロ、多いときには80キロ売れる時もあるという。調査時の朝市では、2頭分の肉が売れたと言い、かなりの収入があることが窺える。唐辛子を購入するさいも、小袋だが5パーツと値段の安いものではなく大袋の80パーツのものを購入し買いだめしている。

Dさん（女性・50歳代）の世帯は8人暮らしである。すでに亡くなった夫との間には、3人の息子と2人の娘がいる。長男はZ国へ再定住し、次男と三男はそれぞれキャンプの学校に通っている。長女はタイで結婚してからビルマに自主的に帰還したが、長女の息子と娘の2人は、通学のためタイ側へやって来てDさんの家に住みキャンプの学校に通っている。次女は結婚してから第三国定住制度を通してX国で暮らしている。さらに、ビルマに住むDさんの兄の息子2人と弟の息子1人が学校に通うためにキャンプに来てこの家で暮らしている。つまり、この世帯には、Dさんと彼女の息子2人、孫が2人と、甥が3人の8人が暮らしており、Dさんを除く7人は学生である。食べ盛りが多いので食事も多くなる。Dさんはシャンバックをつくりそれを1個120〜150パーツで売り生計を立てている。1カ月で10個ほど売れる。学生靴になるので学校がはじまると売上も伸びる。子どもが海外へ再定住するまでは、息子はキャンプの病院で、娘は学校で教師として働き、それぞれ約1,000パーツの収入があった。現在はZ国に住む息子から3カ月に1度ほどの頻度で約6,000パーツの送金がある。X国に行った娘からは、これまで約3,000パーツの送金があった。

このように難民にはおもに4つの現金獲得方法がある。1つ目は、メディックや教師のように、支援機関の現地スタッフとしてキャンプ運営に携わり、インセンティブとして収入を得ることである。この収入は職種によって異なるが、キャンプ運営を担う最高責任者であるキャンプ委員会の委員長で3,000パーツ、病

表2 キャンプの朝市とメーソット市場のモノの値段(単位はパーツ)

品目	キャンプ朝市	メーソット市場	品目	キャンプ朝市	メーソット市場
ジャガイモ	20/キロ	30/キロ	豚肉(油+肉)	100/キロ	110～120/キロ
キュウリ	10/キロ	10/個	豚肉(肉)	120/キロ	110/キロ
トマト	15/キロ	20/キロ	豚の腸	80/キロ	150/キロ
にんじん	35/キロ	40/キロ	豚の頭	80/キロ	n/a
ショウガ	20/キロ	45/キロ	豚の腕	40/キロ	120/キロ
キャベツ	10/キロ	15/キロ	玉子(小)	2/個	2/個
唐辛子(乾燥)	70/キロ	90/キロ	玉子(大)	2/個	n/a
唐辛子(生)	100/キロ	150/キロ	マンゴー	10～20/キロ	40～50/キロ
タマネギ	18/キロ	30/キロ	リンゴ	10/個	15～18/個
インゲン	10/キロ	10/キロ	びわ	25/キロ	30/キロ
カリフラワー	5/束	35/キロ	スイカ	20/個	50/個
カモンチンユエ (マメ科の食用葉)	5/束	n/a	みかん	50/キロ	90/キロ
マサラ	5/束	n/a	ぶどう	70/キロ	80/キロ
ニンニク	n/a	70/キロ	バナナ	5/房	50/大房
ビンロウの葉	40/キロ	40/キロ	ドリアン	50/個	45/個
ビンロウの実	60/キロ	70～90/キロ	パイナップル	30/キロ	25/キロ

院のメディックで1,800パーツ程度である。調査時点では、学校教育を支援する国際NGOの財政難から、教師への支払金額は250パーツにまで引き下げられており、インセンティブとしての収入は必ずしも安定していない。

2つ目は、季節労働者としてキャンプ外で働くことで、1日あたり数十パーツから100パーツ程度の収入がある。ベクロ周辺では日雇いだけではなく数日～週単位で就労し数百パーツの金を稼げる。3つ目は、海外で暮らす家族や友人からの送金である。そして4つ目は、自身で商売をすることである。Cさんのような豚肉販売は限られているが、Dさんのようにシャンバックや自作の箸を売って日銭を稼ぐ世帯もある。広大なキャンプではバイクタクシー(10パーツ～)をする者や、自宅でコピーしたDVDを売る店もある。キャンプでは、スモール・ビジネスが成立しており、その特徴はキャンプのモノの値段設定に顕著にみられる。

表2は週3回行われる朝市で売られているモノの値段とメーソットの市場での値段を比較したものである。朝市ではトラック何台分もの野菜、果実、魚介類をはじめ、衣服や雑貨がメーソットから大量に持ち込まれて販売される。朝市はまだ夜も明けない午前5時頃から電灯をつけてはじまり午前8時頃には終わる。ビンロウのようにキャンプとメーソットでの値段が変わらないものもあれば、パイナップルのようにキャンプの方が高い価格のものもあるが、朝市の品物のほとんどは、メーソットで売られているものよりも安い。朝市はキャンプ内で青果や野菜店を営んでいる人たちの仕入れ先でもある。品物は、購入価格に5～10パーツの値段を上乗せしてキャンプ内の商店で販売される。難民キャンプの経済とは、薄利多売の5パーツ単位の経済である。

4世帯の生活状況が示すように、日常生活は豚肉の生産・消費を除き、キャンプ内部で完結していない。キャンプの「開かれた」特徴は、その構成員からも窺える。例えばDさんの家には、通学するために子ども

がキャンプに来て暮らしている。この子どもを中心にみると、難民キャンプとは避難所というよりも教育機会を享受できる場所である。同じように、キャンプにモノが溢れているのは、人が集まるキャンプがビジネスの好機として利用されているからである。

「ベクロの暮らしは金がかかる」という女性の声は、程度の差こそあれ、キャンプ成員の誰もが何らかの経済活動に参加しなければ生きていけないことを示す。このことを踏まえると、「都市的な」キャンプから来る世帯持ちの壮年層の難民を、「難民依存症候群」といわれるような支援に依存するという特徴から理解するのは適切ではない。ここではむしろ、私たちと彼らとの間の社会的、文化的な差異に留意するべきである。

(3) 日本人の難民へのまなざし

来日した難民たちは異国での暮らしで困難に直面するが、しばしばその困難は曲解される。例えば2011年9月29日の産経新聞（ウェブ版）には、「農業やりたくない 就職拒否のミャンマー難民夫婦が会見」という見出しの記事が出た。記事には日本での長時間労働が大変だったので就職を拒否したとある。この記事の論調が示すように、難民を受け入れる側には、しばしば「難民は支援への依存癖がついているので怠惰で働けない」という暗黙の認識がみられる。開発援助の文脈では、援助により人々の間に依存心が増し自立への努力が阻害されることは「スポイル」の問題とされ、その代表例として難民キャンプがあげられる。スポイルとは、援助慣れしてしまうことや、インセンティブを活動の動機付けとすることで、かえって難民が主体的にとりくむ契機を阻害してしまうことを指す²²。

しかし、ベクロの文脈に照らし合わせてみると「難民だから働かずにすむ」、「難民だから働けない」という理解は適切ではないことが分かる。主食の米はおもに配給に頼らざるを得ないが、「金がかかる」暮らしを支えているのは、主として難民自身の就労による収入である。難民が再定住地での就労で苦戦するのは、「難民は支援慣れしていて怠惰で働かない（働けない）」というよりも、日本とタイ（もしくはビルマ）との就労形態のギャップと考えるほうが適切である。

ここでは、難民が新たな生活に適応できるかどうかという問題を、日本的な就労に向いているか否かという個人の資質（自己責任）だという意図で議論しているわけではない。むしろ「難民とは〇〇」という具合に、人種的な思考回路で難民の資質を判断し、当事者の責任へと転嫁することの危険性を述べている²³。「難民だから……できない」という思考方法こそが、現実には即していない。

次章では、カレン難民の特徴を踏まえてインドシナ難民との違いを明らかにし、本稿の第二の目的である多文化共生について人類学の議論を参照しながら論じる。

3. カレン難民からの教訓

従来の研究では、外国人が暮らしやすさを構築するための社会関係資本と文化資本の重要性が論じられてきた。社会関係資本とは、集団に属することによって得られる人間関係の総体で、いわゆる人脈に近い。また文化資本には、知識、教養、技能などの身体化されたもの、書物や道具など所有可能な文化資本、学

歴や資格など制度化された資本の3つがある²⁴。

こうした「資本」は、インドシナ難民の生活戦略として注目され、制度の欠点を穴埋めすると論じられてきた。インドシナ難民を受け入れ始めた頃、日本には難民受け入れの制度が整っておらず、米国にならって難民を分散化させていた。しかし難民は集住化を始めた。それは母語のネットワーク、仕事や安いアパート、エスニック・フードの入手など複合的な利点があるからであった。集住化は日本での社会的手立てがないなかでの生活戦略であった²⁵。この教訓は、同じ国の出身者が助け合うという点で、わかりやすいフレームワークである。東京で暮らすビルマ難民のケースでも、ビルマ族（同国での多数派の民族）コミュニティの強さが、ビルマ族の難民の生活基盤を整えているとも指摘される²⁶。

しかし同じ国の者が助け合うという教訓は、カレン難民には、あまり役に立たない側面もある。再定住難民は、行政文書では「ミャンマー難民」とされるが、実質的に来日しているのはカレン人である。そしてカレン難民にとって「ミャンマー」というナショナルな単位は「資本」にはならない。すでに多くの研究があるように難民キャンプは、ビルマ族に対抗的な「カレン」という意識がつくられる場である²⁷。「カレン」は一枚岩ではないが、難民キャンプでの暮らしを通して、ステレオタイプ化された自他像は増幅する。例えば、あるカレン一家は「私たちカレン」は、という主語を用いて、ビルマ族との差異を語る。「私たちカレンは食事に誘うのに、ビルマ族はじっとこちらをみているだけで声もかけない」、「私たちは山で暮らしたいのだが、彼らは平地に住みたがる」、「彼らがつくる魚醤はおいしくない。それに比べてベクロの魚醤はおいしかった。東京のビルマ料理屋には行かない」というものである。こうした二元論的な語りにみられるように、現時点で彼らの間には「ミャンマー」難民としての社会関係資本は機能しにくい。

ここで「民族」の差異を強調することは建設的ではないかもしれないが、行政文書に記されているような「ミャンマー難民」という表記には誤解を生む可能性がある。難民として長年生活してきた彼らには、「ミャンマー人」という意識はないといっても過言ではない。またDさんの世帯が選択的に国境を行き来するように、国を去ってきたという感覚がないか、希薄なケースもある。難民としての経験に配慮すると、彼らが「ミャンマー人」ではなく「カレン」であることが分かるような表記が必要である²⁸。同じことはベトナム人、カンボジア人、ラオス人の差異を無視した「インドシナ難民」の括りにもあてはまる²⁹。

また彼らの社会関係を考慮するにあたって、「（難民受け入れ機関である）財団法人アジア福祉教育財団が在日ビルマ難民個人・コミュニティと第三国定住難民の接触を厳しく規制しており、このことが第三国定住難民の孤立感を高めるのではないかと憂慮される」という指摘がある³⁰。交流を禁止することそれ自体は大きな問題だが、スキャンダラスなその点に論点を置いてしまうと、そもそも交流が生まれにくいという問題の本質を見逃してしまうことになる。カレン難民の「資本」を活かすにあたり、誰と誰を繋げないといけなのかは、今後十分に議論の余地があるテーマである。

カレンの文化資本を活かそうと、受け入れ構想の初期から、カレンは農民だったので日本でも農業をさせればよいという案があった。確かに多くの難民が、季節労働者として収入を得ている点では農作業には馴染みがある。しかし、農業は文化資本にはなり得ないことが多い。その就労形態は日本とは異なり、世代によっては農業には馴染みがないからである。ベクロの「都市性」を指摘したとおり、キャンプでは自給的な生業活動は行われておらず、農業のやりかたすら知らないことは珍しくない。キャンプの学校を修了し教師やメディックを経験した若い世代は、肉体労働よりも知的労働への従事を希望することが多い。

しかし現実には再定住先で単純労働に従事することになる。そこから不満が出てくるとすれば、こうした需給のミスマッチは、ただちに受け入れの「失敗」と判断されかねない。これもまた、都合の良い労働力の確保という国家の意図を優先する受け入れの帰結であり、受け入れる側がカレンの文化資本を読み誤ったこと、もしくは無知であることに起因する。

異国の暮らしには通訳が必要だが、身体化された知識や体験までも翻訳するのは難しい。例えば日本で実施される「職場適応訓練」の翻訳である。日本の文脈での職場適応訓練とは、採用前の試用期間で、通常の就労と同様に労働することが期待される。しかし、難民キャンプの文脈で「訓練（ティンダン）」といった場合、それは国際支援機関などが提供するワークショップ形式のトレーニングや学習機会を指す。「訓練」を提供する支援機関は、学習機会への参加を促すため昼食や筆記具を用意して参加者に配布するように、「訓練」の場で難民はある意味でお客様である。キャンプを出る前に日本の文化や簡単な日本語を学ぶオリエンテーションもまた、「COティンダン（COはCultural Orientation）」と呼ばれている。

同じ「訓練」という訳語でも、実質的な就労を指すのか学習機会を意味するのかで異なるように、言葉は単に翻訳すればよいわけではなく、その背景にある意味も含めたエミクナ理解が求められる。では日本の多文化共生は、エミクナ内側からの理解を助けるものになっているのだろうか。

4. 難民受け入れと多文化共生

総務省による多文化共生推進に向けた支援方針とは、①情報の多言語化や日本語教育支援、②住居・教育・労働環境・医療・保健・福祉・防災にかかわる生活支援、③意識啓発、外国人住民の自立と社会参画にむけた多文化共生の地域づくり、④担当部署の設置など多文化共生施策の推進体制の整備である³¹。このように行政レベルでの多文化共生とは、制度設計と意識改革を指す。他方で、こうした官製の多文化共生で把握される外国人とは、概して統計上の数字としてみえてくるもので、解決すべき問題の指標になってしまっている。

また、先行研究で議論されてきたとおり、多文化という標語の「文化」とは表面的であることが多く、「外国人」の衣装（fashion）、食（food）、祭（festival）の3Fの域を出ない。実践レベルでは、「多」＝「数えられる」、「文化」＝エスニックな集団が想定されており、縦割りにされた「文化」は本質化され、「日本人」と「外国人」という差異が固定化されてしまう³²。日本の多文化共生をめぐるのは、実態としては日本人の中心性や優位性が揺らぐことなく、その社会的特権が前提視される傾向が依然として強い。だからこそ、支援だけではなく差異を認めることが多文化の標語として啓蒙されることが多い。しかし、差異を承認するという行為自体にも、すでにそこには承認する側とされる側という暗黙の力関係を前提としている点で、理想的な共生などないという指摘もある³³。

米山リサが指摘するように、複数の文化を等価であるかのようにみなすりベラルな多文化主義にせよ、3Fの消費のように、企業、行政、市場に都合のよい企業的な多文化主義にせよ、それらは国家や資本をなど既存の制度を維持し、多様性を都合のよいように管理するための手段にすぎない。価値中立性を装う多文化の名のもとに、格差や抑圧は隠蔽され、主流社会の都合のよい仕組みの温存に寄与することになる³⁴。では、こうした多文化主義の罠に陥らない社会の枠組みを構想するには、何に注目すればよいだろうか。

難民の定着には、定着に関する法的枠組みの構築とともに、社会的・経済的条件を整備するという2つの取り組みが大切である³⁵。カレン難民の場合、大局的にみれば難民キャンプでは、前者の法的枠組みが欠如していても後者の社会的、経済的条件が成立している反面、日本へ再定住した後は、前者が一定程度は保障されつつも、後者に困難を抱えるという構図にある³⁶。

これまでの研究であまり重視されることはなかったが、再定住者の社会的な困難は、同郷者ではなく周囲の日本人との良好な関係でカバーされることがある。例えばラオス系定住者の教育現場では、「先生が放課後などに勉強をみてくれたので、つまずきはなかった」という指摘がある³⁷。また、あるベトナム人は「勤務先の社長が親身になって面倒をみてくれた」ことが大きな助けになったと振り返っている³⁸。これは難民に限ったことではなく、日系ブラジル人など在外国人にとっても、日本人の側が配慮してくれる自治体であれば自身やエスニック・コミュニティにとって好ましいものとなる³⁹。こうした関係性は、対面的なやりとりを通して築かれるもので、共生の具体例を示していよう。

日本人との対面的な関係から具体的な共生の形がみえるなら、難民を受け入れる文脈での多文化共生とは、差異を受け入れるということではなく、それをひとまずは括弧に入れて棚上げするような姿勢と考えられる。移民とは異なり、難民の受け入れには支援がセットになっていることを前向きに考えれば、差異をいったん棚上げするような寛容な態度も支援の一環として位置づける必要があろう。

難民のかつての暮らしを理解することは、受入国での制度改革に直結するわけではない。しかし、成功の鍵が、定住生活後に日常的に顔を合わせる人との良好な関係構築にあるならば、当事者たちのかつての暮らしぶりを含めた生活面での理解は必須である。何をもって成功とするかは当事者の判断によるが、そこへ導くのは難民に関わる専門家だけではなく、彼らの周りにいる人々だからである。「定住先で良い人に出会えたので運が良かった」にしないために十全な制度設計が必要である。制度が難民と日本人とを繋ぐからである。しかしその一方で、制度批判に偏重することは、却って主人公である難民の姿を見えなくしてしまう。専門的な支援の方法とあわせて、非専門的なレベルでの、つまり日常的な「関わり」としての関係を構想する必要がある⁴⁰。その意味での多文化共生を構想するには、量的に把握する官製の指標ではなく、質的理解に基づく人類学的な知識が有益である。理念としての多文化共生は、自治体のホームページなどでも広くみられるようになってきた。しかし、それをいかに実現するかの道筋については必ずしも明確ではない。市井の人も含めた新たな価値観を生み出すには、まずは他者の声（本論では難民の声）に耳を傾け、彼らの生きてきた文脈について理解する必要がある。

難民が来日後、「適応訓練」なるものを受けることから連想されるように、一般的にイメージされる難民像は「未開人」のそれと大差がないように思われる。そうした理解では、受け入れる側は紋切り型に難民を捉えてしまうか、難民の何が分からないのかも分からないと戸惑うだけだろう。ともすればとらえ所のない「難民」や「地域社会」という抽象的な括りではなく、食生活、就労スタイル、家族関係といった生活面での知識や理解は、対話や会話のドライブになる。難民として来る側と受け入れる側を繋ぐための一つの知として、人類学的な知見は貢献しうる。

彼らは言う。「ベクロのブタは甘くておいしかった」。新鮮な食材を日常的に食していた彼らの方が、私たちよりもはるかに「豊か」な食生活を知っているのかもしれない。「難民」という紋切り型のカテゴリーで捉えている限り、こうした発見もない。彼らは難民である前に、カレンであり生活者である。私た

ち日本人には生活者として難民を理解するための知識や資料が不足している。制度が十全ではないのも、そのためだろう。難民を主体にした制度構築と、対面的な共生の涵養の両輪を構築することが、多文化共生への第一歩になる。

- 1 本論文は、トヨタ財団研究助成プロジェクト「日本で暮らす難民の人生と生活の記録——在日ラオス定住者の過去遡及的な生の記録とビルマのカレン難民が日本へ再定住する進行形の生の記録（代表者：岩佐光広）」の成果公開ワークショップ「『定住』を問いなおす——日本におけるインドシナ難民とカレン難民の経験から」（2012年11月18日）に基づく。
- 2 国連難民高等弁務官事務所「難民の第三国定住——難民の受け入れと社会統合のための国際ハンドブック」2010年、3～4頁。
- 3 全国難民弁護団連絡会議が2011年9月26日に玄葉光一郎外務大臣（当時）と外務省人権人道課長にあてた「申入書」（http://www.jlnr.jp/statements/20110926_mofa.pdf）（最終アクセス日：2011年11月29日）。
- 4 議論が推論になるのは、報道される内容以上の情報が公開されないからである。
- 5 例えば、高橋弘司「『第三国定住制度』にインドシナ難民政策の教訓を」『エコノミスト』90巻8号、2012年、85～87頁。
- 6 久保忠行・岩佐光広「制度批判で見えなくなること——日本の難民の第三国定住制度をめぐって」『国際社会文化研究』12号、2011年、67～71頁。
- 7 法務省入国管理局参事官室「定住者告示の一部改正——第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケースの開始について」『国際人流』23巻3号、2010年、23～25頁。
- 8 本間浩「国際難民法の理論とその国内的適用」現代人文社、2005年、60～84頁、176～223頁。
- 9 インドシナ難民の受け入れを巡っても、日本政府に都合のよい者を選別してきた経緯があり、第三国定住も同じ発想によるという指摘がある。渡辺彰悟・大橋毅・関聡介・児玉晃一編『日本における難民訴訟の発展と現在』現代人文社、2010年、314頁。
- 10 2年目には、当初6家族26人を受け入れる予定だったが、2家族8人が直前に来日を辞退した。理由は、第一陣から国際電話を通して住宅や労働状況などへの不満が伝えられ、乳児がいたり出産予定があったりしたため、日本での暮らしに不安を抱いたからだという。『朝日新聞』2011年9月16日朝刊。
- 11 笹川平和財団「第三国定住：日本の難民受け入れを考える——オーストラリアの知見を参考に——シンポジウム報告」公益財団法人笹川平和財団、2012年、21頁。
- 12 梶田孝道・丹野清人・樋口直人「顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク」名古屋大学出版会、2005年。
- 13 川上郁夫「日本の国際化とインドシナ難民」梶田孝道・宮島喬編『国際化する日本社会』東京大学出版会、2002年、185頁。
- 14 法務省入国管理局参事官室・前掲注7。
- 15 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部『生活ハンドブック——認定された方の日本でのくらしのために』2005年、2頁、8頁。
- 16 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部・前掲注15、13頁。
- 17 「NGOステートメント——日本政府による誓約検討のために（2011年10月31日）」（http://frj.or.jp/_src/sc373/2011NGO20statement_J.pdf）（最終アクセス日：2012年11月30日）。
- 18 本論文に関わるデータは、おもに2012年3月9日から28日間までタイで行った現地調査で収集したものである。この調査は、日本学術振興会（JSPS）科研費「難民の生活戦略と自律に関する人類学的研究（課題番号 11J02971）」の助成による。メーラ難民キャンプでの調査にあたっては、小野豪大さん、菊池礼乃さんをはじめ、シャンティ国際ボランティア会（SVA）メーソット事務所の皆様

にお世話になった。

- 19 Thailand Burma Border Consortium, "Burmese Border Displaced Persons: August 2012," (<http://www.tbbc.org/camps/2012-08-aug-map-tbbc-unhcr.pdf>) (最終アクセス日：2012年10月1日)。
- 20 ここでいう世帯とは、一つの家に同居している人の単位を指す。
- 21 1パーソンは約3円である。
- 22 佐藤寛「開発援助と社会学」佐藤寛編『援助研究入門——援助現象への学際的アプローチ』アジア経済研究所、1996年、118～121頁。
- 23 就労という「包摂ルート」からの排除が「自己責任」として当事者の問題とされ、さらなる排除が正当化される問題点については、これまでの野宿者研究で議論されてきた。青木秀男編著『ホームレス・スタディーズ——包摂と排除のリアリティ』ミネルヴァ書房、2010年。
- 24 Bourdieu, P., *La Distinction. Critique sociale du jugement*, Paris : Éditions de Minuit, 1979 (石井洋二郎訳『ディスタクシオン』藤原書店、1990年)。
- 25 川上 郁雄「『インドシナ難民』受け入れ30年を振り返る——私たちは何を学んだのか」(<http://www.gsjal.jp/kawakami/dat/051126.pdf>)、4頁。
- 26 Banki, S., "Burmese Refugees in Tokyo: Livelihoods in the Urban Environment," *Journal of Refugee Studies*, 19(3), August 2006, p.343.
- 27 例えば、Rajah, A., "Ethnicity, Nationalism, and the Nation-State: The Karen in Burma and Thailand," in Gehan, W. ed., *Ethnic Groups across National Boundaries in Mainland Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, 1990, pp.102-133.
- 28 もっとも、カレンとは誰かという問題は、長年に渡って議論の対象となってきた。例えば以下の議論を参照。Yoko, Hayami, *Between Hills and Plains: Power and Practice in Socio-Religious Dynamics among Karen*, Kyoto University Press, 2004, pp.17-20.
- 29 久保忠行・岩佐光広・前掲注6、70～71頁。
- 30 松岡佳奈子「タイ・メラキャンピングにおけるビルマ出身難民の現状と第三国定住制度に関する認識調査」『難民研究ジャーナル』1号、2011年、86頁。括弧内は筆者補足。
- 31 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて」2006年。
- 32 竹沢泰子「序——多文化共生の課題と現状」『文化人類学』74巻1号、2009年、91～92頁。
- 33 松田素二『日常人類学宣言——生活世界の深層へ / から』世界思想社、2009年、30頁。
- 34 米山リサ「文化という罪——多文化主義の問題点と人類学的知」青木保編『岩波講座・文化人類学 (13) 文化という課題』岩波書店、1998年。
- 35 墓田桂「難民問題の恒久的解決としての難民定着の可能性——ザンビアの事例とともに」『成蹊大学一般研究報告』40巻3分冊、2008年、22頁。
- 36 タイの難民政策については、久保忠行「タイの難民政策——ビルマ(ミャンマー)難民への対応から」『タイ研究』9号、2009年を参照。
- 37 乾美紀「ラオス系難民子弟の義務教育後の進路に関する研究——『文化資本』からのアプローチ」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』33号、2007年、90頁。
- 38 講演会「共生社会をめざして——ビルマ難民に対する第三国定住制度」2011年2月4日、大阪国際交流センターでの発言。
- 39 梶田・丹野・樋口・前掲注12、294頁。
- 40 また、久保忠行「第三国定住難民と私たちとの接点はどこにあるのか」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂 / 排除の人類学：開発・難民・福祉』昭和堂、2013年、156～173頁では、支援のあり方を批判的に検討し、自文化を相対化することの必要性について論じた。